

日本フィールドアーチェリー協会

職務分掌規定

日本フィールドアーチェリー協会（以下本会という）（略称JFAA）の事務局及び各専門部の職務分掌に関し、以下のとおり定める。

第一章 事務局

第一条 事務局は、本会の経理・総務部門の業務を担当する。

第二条 本会の全会員名簿を常に点検整備し、原本を事務局に保管する。

第三条 会議の招集、通達事項の発送等の連絡業務を行う。

第四条 総会、理事会等、本部の諸会議の記録を取り、会議終了後速やかに議事録を関係者に配布し、原本を事務局に保管する。

第五条 会員の入会金及び会費の収納に責任を持つ。

第六条 現金の出納を行う。

第七条 本会の現金、預金、有価証券、その他一切の資産を厳正に管理する。

第八条 経理元帳、現金出納帳、証票書類等、経理上必要な帳票を常に整備し、保管に当たる。

第九条 理事会の指導の下、総会に提出する予算・決算書類を作成すると共に、総会開催に関する一切の準備業務を担当する。

第十条 その他、各部に属さない全ての業務を担当する。

第二章 広報渉外部

第十一条 広報渉外部は広報渉外に関する業務を担当する。

第十二条 言論機関その他外部からの取材や問い合わせに対し、本会を代表して意見を開陳する。

第十三条 常時、報道機関と接触を保ち、公式競技や行事のニュースを流して取材を勧誘する。

第十四条 競技部と連携し、競技の公式記録を内外に伝達する。

第十五条 その他、第十一条の任務達成に必要な一切の業務を担当する。

第三章 研修部

第十六条 研修部は、教育及び研修に関する業務を担当する。

第十七条 会員の技術向上のため、研究会・研修会等を企画実施する。

第十八条 指導員養成のためのカリキュラムを作成し、理事会と諮って指導員資格認定試験を随時実施する。

第十九条 新会員のための初心者講習会を企画実施する。

第二十条 その他、第十六条の任務達成に必要な一切の業務を担当する。

第四章 競 技 部

第二十一条 競技部は、競技の実施に関する業務を担当する。

第二十二条 選手権大会を始め、本会会則第八章の各条に規定する全ての公式競技について、企画・開催準備・競技場での運営等を管掌する。

第二十三条 本会会則第八章の各条に規定する全ての公式競技の記録を作成し、保管する。

第二十四条 公式競技の審判業務に関する全ての事項を管掌する。

第二十五条 競技のルールに関する全ての業務を管掌する。

第二十六条 各種記録の認定及び記録に関する全ての疑義に最終的な判断を下す。

第二十七条 ハンディキャップ等の認定に関しルールを定め、その運用を管理する。

第二十八条 各種記録の表彰に関し、理事会に申請して遺漏がないようにする。

第二十九条 その他、第二十一条の任務達成に必要な一切の業務を担当する。

第五章 付 則

(改 定)

第三十条 本規定は、実状に即して理事会の議決により改定できる。

(施 行)

第三十一条 この規定は平成3年8月18日より施行、
平成8年9月29日に改定、
平成22年5月30日に改定